

# 警備業法の一部改正について

警備業法の一部改正により、令和6年4月1日から認定証が廃止となり、新たに標識の掲示等が必要となります。改正の概要は次のとおりです。

## ① 認定証の廃止

- 認定証の廃止に伴い、認定（更新）の際、認定証は交付しません。
- 認定証の再交付申請及び書換申請も廃止されます。
- 改正前に交付された認定証については、返納の必要はありませんので、廃棄してください。 ※認定（更新）申請に係る手数料に変更はありません。

## ② 標識の新設及び掲示

- 警備業者は、警備業法施行規則に基づく「標識」を自ら作成し、主たる営業所の見やすい場所に掲示しなければなりません。
- 用紙の大きさはA4（日本産業規格）とされており、紙で作成することになりますが、縦横の掲載の方法は問いません。 ※標識の様式は別添資料のとおり

## ③ ウェブサイトへの掲載義務

- 警備業者は、上記②の標識をウェブサイトに掲載しなければなりません。
- 次のいずれかに該当する場合は、ウェブサイトへの掲載義務は免除されます。
  - ・常時使用する従業者の数が5人以下である場合
  - ・当該警備業者が管理するウェブサイトを有していない場合
- 「従業者」とは、会社役員や個人事業主は、ここにいう従業者には該当しませんが、警備員以外の営業マン、事務員等も従業者に該当することとなりますので、雇用契約を確認して判断することとなります。
- 自社のウェブサイトの運営を他社に委託している場合であっても、掲載義務は、免除されません。
- ウェブサイトへの標識の掲載方法については様々な方法が考えられますが、トップページに、標識を縮尺表示したものを表示する方法や、「標識はこちら」等と表示して、PDF等に変換した標識データを表示させる方法など、見やすい方法により掲載してください。

## ④ 申請・届出様式の変更

- 警備業法施行規則で定める各申請・届出の様式が変わります。

問合せ先 北海道警察本部生活安全部保安課警備業係  
(代表) 011-251-0110 内線 3135・3136